

案件３ 景観計画の変更について

（１）関連議案

第１０号議案 名古屋市景観計画の変更について

（２）内容

- ① 名古屋城眺望景観保全にかかる変更
- ② 四間道都市景観形成地区の指定にかかる変更

名古屋市景観計画の概要

1 概要

- ・ 景観計画は、景観法に基づき景観行政を担う自治体が定める。
- ・ 本市では、平成16年の景観法の施行を受け、平成19年3月に「名古屋市景観計画」を策定。市内全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する基本的な方針や建築行為等の行為の制限に関する事項などを定めている。
- ・ 景観計画区域内で一定の建築行為等を行う場合は、工事着手の30日前までに景観法に基づく届出が必要となる。
- ・ 景観計画で定められた屋外広告物の行為の制限に関する事項は、屋外広告物条例に基づく許可の基準となる。

2 本市における届出対象

区 分	内 容
大 規 模 建 築 物	以下のいずれかに該当する建築物 ・ 高さが31mを超える建築物 ・ 延べ面積が10,000㎡（集客施設は3,000㎡）を超える建築物
大 規 模 工 作 物	以下のいずれかに該当する工作物 ・ 地上からの高さが31mを超える工作物 ・ 敷地の用に供する土地の面積が10,000㎡を超える工作物 ・ 地上からの高さが5mを超える高架道路、高架鉄道 ・ 幅員が15mを超え、又はその延長が30mを超える橋りょう等
都市景観形成地区内の建築物・工作物	すべての建築物・工作物（仮設のもの等を除く）

備考 増築・改築、外観の変更の場合にも届出が必要な場合がある。

名古屋城眺望景観保全について

1 背景等

(1) 背景と目的

- ・ 名古屋城は、名古屋の歴史と文化の中心的存在かつシンボルであり、本丸御殿の復元などによりその価値がますます高まる一方、名古屋城周辺の市街化が進展し、高層建物の建設等により、名古屋城の眺望景観が阻害される懸念が増している。
- ・ そこで、眺望の阻害要因を抑制することを目的に、景観法に基づく「名古屋市景観計画」の中に、名古屋城眺望景観保全に関する制限等を追加する。

(2) 検討経緯

時 期	内 容
平成27年10月	名古屋市広告・景観審議会より「名古屋城眺望景観保全のあり方について」の答申
平成27・28年度	測量調査、関係者調整など
平成30年 3月	名古屋市広告・景観審議会より「名古屋城眺望景観保全にかかる名古屋市景観計画の変更等について」の答申
平成30年 4月	都市消防委員会において所管事務調査実施
平成30年 5月～6月	パブリックコメントの実施
平成30年 7月	名古屋市広告・景観審議会に諮問・答申

2 名古屋城眺望景観保全の内容

(1) 名古屋城眺望景観保全の方針

ア 保全すべき眺望景観の選定

(ア) 眺望景観の分類

区 分	内 容
パノラマ景観	天守閣展望室から、市街地全体とその周辺を含んで見える眺望景観
背 景 景 観	名古屋城を視対象として、その背景を含めた眺望景観
見 通 し 景 観	名古屋城を視対象として見た時の前景及び両側の眺望景観

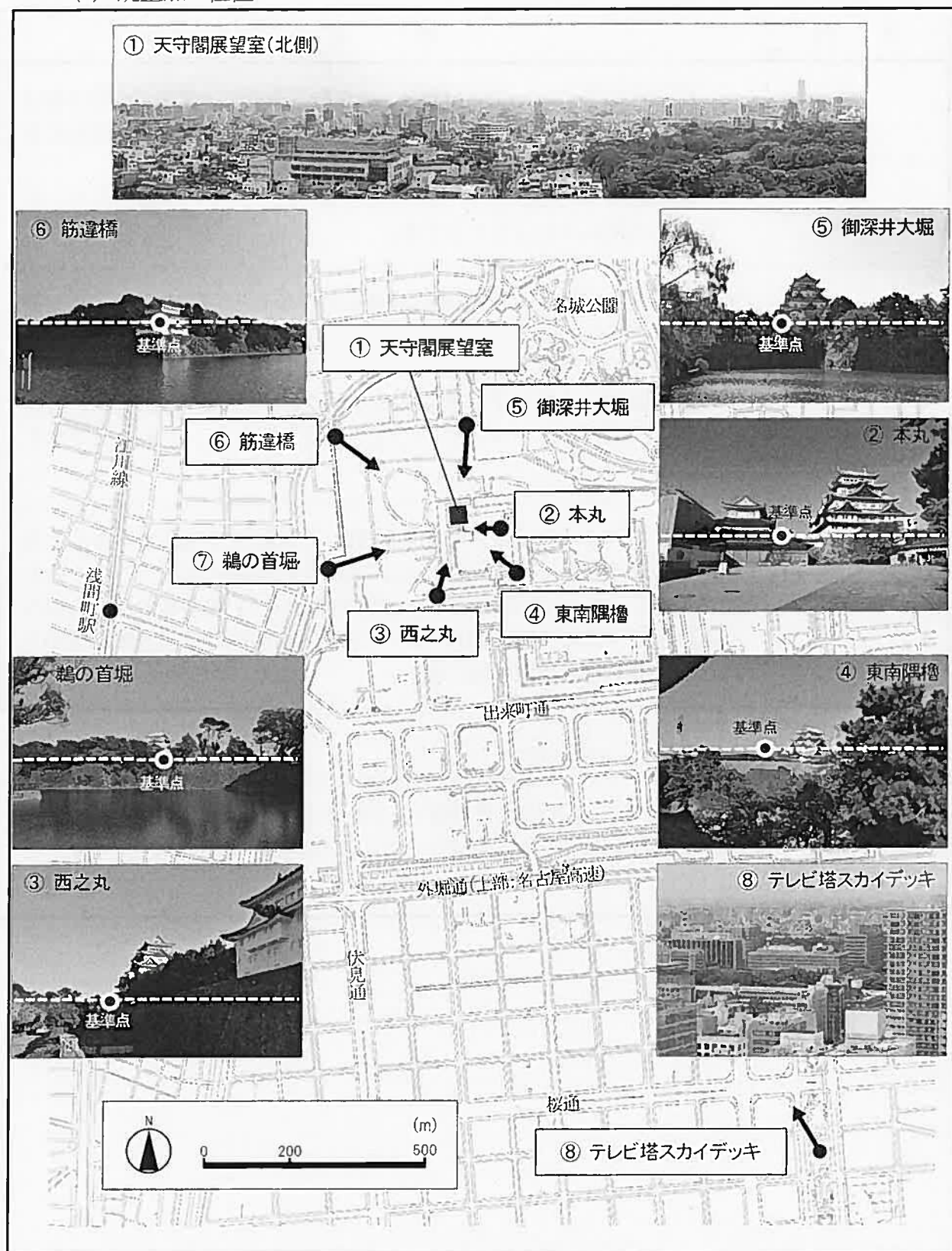
(イ) 眺望点の選定条件

3つの眺望景観において想定される眺望点の中から、公共性、眺望保全の具体性、継続性といった視点のほか、市民にとって親しみがあること、名古屋城の歴史を体感・体験できることなどの視点により選定

(ウ) 選定した眺望点と選定理由

区 分	眺望点の名称	選定の理由
パノラマ景観	① 天守閣展望室	市街地をはじめ遠景には伊吹山や御嶽山などの山々を望む名古屋を代表する眺望点
背 景 景 観	② 本 丸	多くの名古屋城見学者が訪れ、記念写真の撮影ポイントとなっており、名古屋城の歴史を体感・体験できる眺望点
	③ 西 之 丸	
	④ 東 南 隅 櫓	本丸御殿を前景に天守を眺望する、古写真にもある歴史的な眺望点
	⑤ 御 深 井 大 堀	豊かな水をたたえる堀を前景にした美しい眺望であり、古写真にもある歴史的な眺望点
	⑥ 筋 違 橋	
見 通 し 景 観	⑦ 鶴 の 首 堀	市民から親しまれているランドマークであり、一般開放された知名度の高い眺望点
	⑧ テ レ ビ 塔 スカイデッキ	

(エ) 眺望点の位置



(注) 1 基準点とは、視対象の背景に建築物等が視認されることがないようにするために設定する高さ制限の基準となる点を示す。

(注) 2 ②～⑦の眺望点からの眺望における水平方向の範囲は、人間の視野特性に近い 60° とする。

イ 眺望景観の保全方針

区 分	内 容
パノラマ景観	・ 天守閣展望室から望む空間的広がりや景観的まとまり、遠景における山並みが阻害されないよう、大規模な建築物・工作物又は屋外広告物の高さ、形態意匠に関する制限を設ける。 ・ 制限範囲は、建築物・工作物や広告物がはっきりと視認される、天守閣から概ね1 kmまでとする。
背景景観	・ 名古屋城の背景に建築物等が視認されることで歴史的な眺望景観が阻害されないよう、大規模な建築物・工作物又は屋外広告物の高さに関する制限を設ける。 ・ 制限範囲は、眺望点から1 kmを基本とするが、名古屋城を代表する写真撮影ポイントについては、眺望点から1.5 kmまでとする。
見通し景観	テレビ塔スカイデッキから名古屋城への視認性を確保するため、見通し景観の重要性について市民又は来訪者の意識を高めていくとともに、建築等の計画の早い段階から協議を働きかけ、地権者の理解を得ながら眺望確保に努め、都心部においては、名古屋城の眺望景観を含めた新たな眺望の魅力創出に取り組む。

ウ 名古屋城眺望景観保全エリアの設定

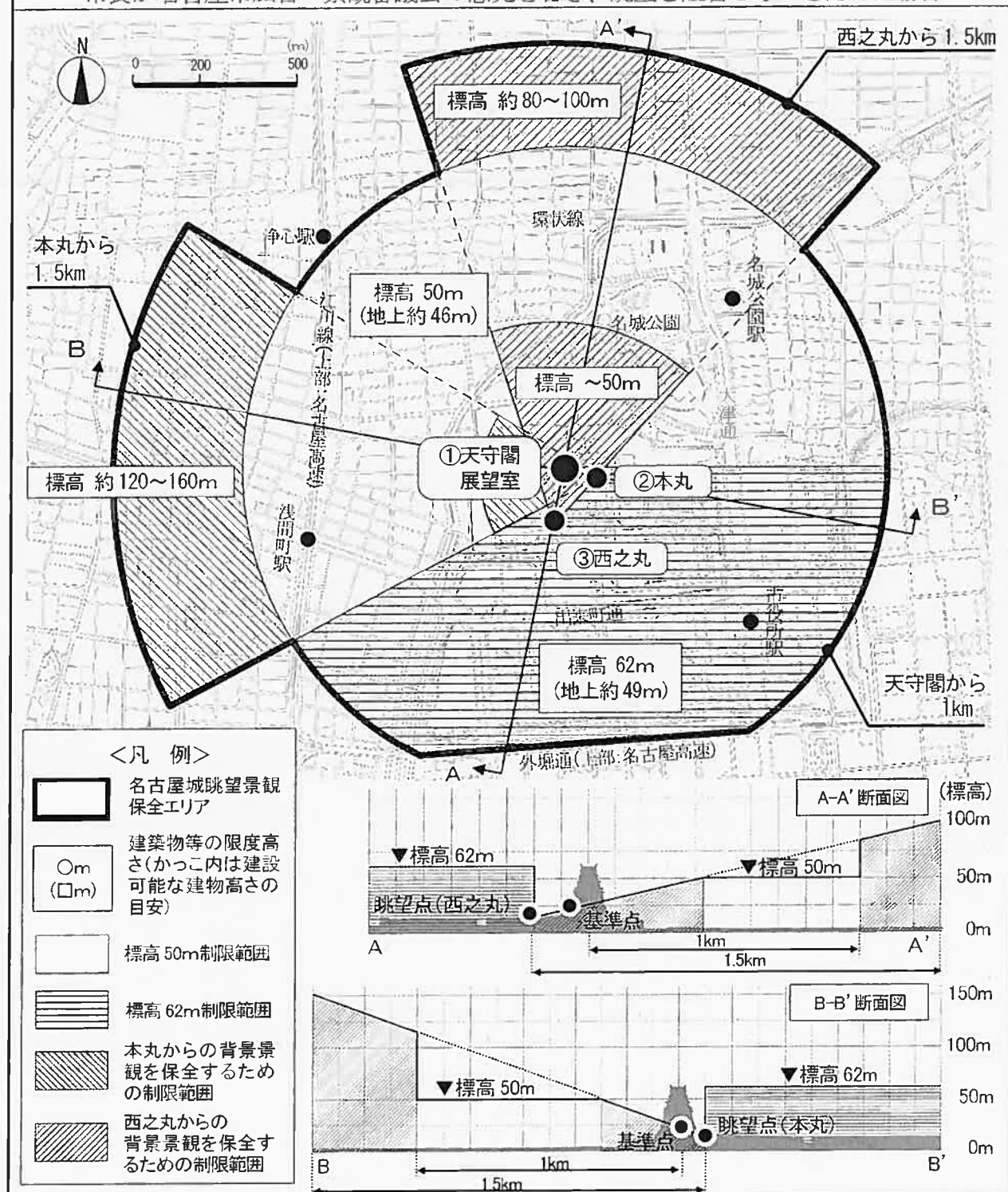
眺望景観の保全方針を踏まえ、大規模な建築物・工作物及び屋外広告物に関する行為の制限を設け、良好な眺望景観の保全を図る地域として「名古屋城眺望景観保全エリア」を設定する。

(2) 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限

ア 高さに関する制限

名古屋城眺望景観保全エリアにおける建築物の各部分（塔屋等を含む）又は工作物の高さは、建築又は設置される位置に応じて、下図の限度高さ以下とする。ただし、以下の場合はこの限りでない。

- ・天守閣の背後に隠れる等により、各眺望点より視認されないことが確認できる場合（背景景観の保全にかかる高さの制限に限る。）
- ・緊急時・災害時に必要となるなど、公益的な施設で、市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、必要最小限の範囲でやむを得ないと認めた場合
- ・市長が名古屋市広告・景観審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合



備考 天守閣展望室、本丸及び西之丸からの眺望を保全するための高さ制限により、東南隅櫓、御深井大堀、筋違橋及び鵜の首堀からの眺望も保全される。

イ 形態意匠に関する制限

区 分	内 容
基 本 事 項	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物は、各眺望点から見た名古屋城の眺望景観又は天守閣展望室から見た市街地の眺望景観を阻害しないような形態・意匠・色彩とする。
外 観	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物の外観の色彩は、彩度を、赤系又は橙系については6以下、黄系については4以下、それ以外については2以下とする。
附 属 施 設	名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における建築物又は工作物の照明は、点滅するもの、輝度が変化するもの、表示に動きのあるもの、夜景を阻害する高輝度のものを設置しない。

(注) 彩度は日本工業規格による。

(3) 屋外広告物を対象とした行為の制限

ア 制限の対象範囲・規模

名古屋城眺望景観保全エリアのうち天守閣から1kmの範囲における広告物で、広告物の表示面の上端の高さが地上20mを超え、かつ、一つの表示面の表示面積が10㎡を超えるもの

イ 行為の制限

区 分	内 容
高 さ	広告物の地上からの高さは、大規模建築物の高さの最高限度を超えないものとする。
色 彩	彩度8を超える色は、一つの表示面の表示面積の1/2以上には使用せず、地色の明度を9.0以下とする。
照 明	点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物、夜景を阻害する高輝度の広告物は設置しない。

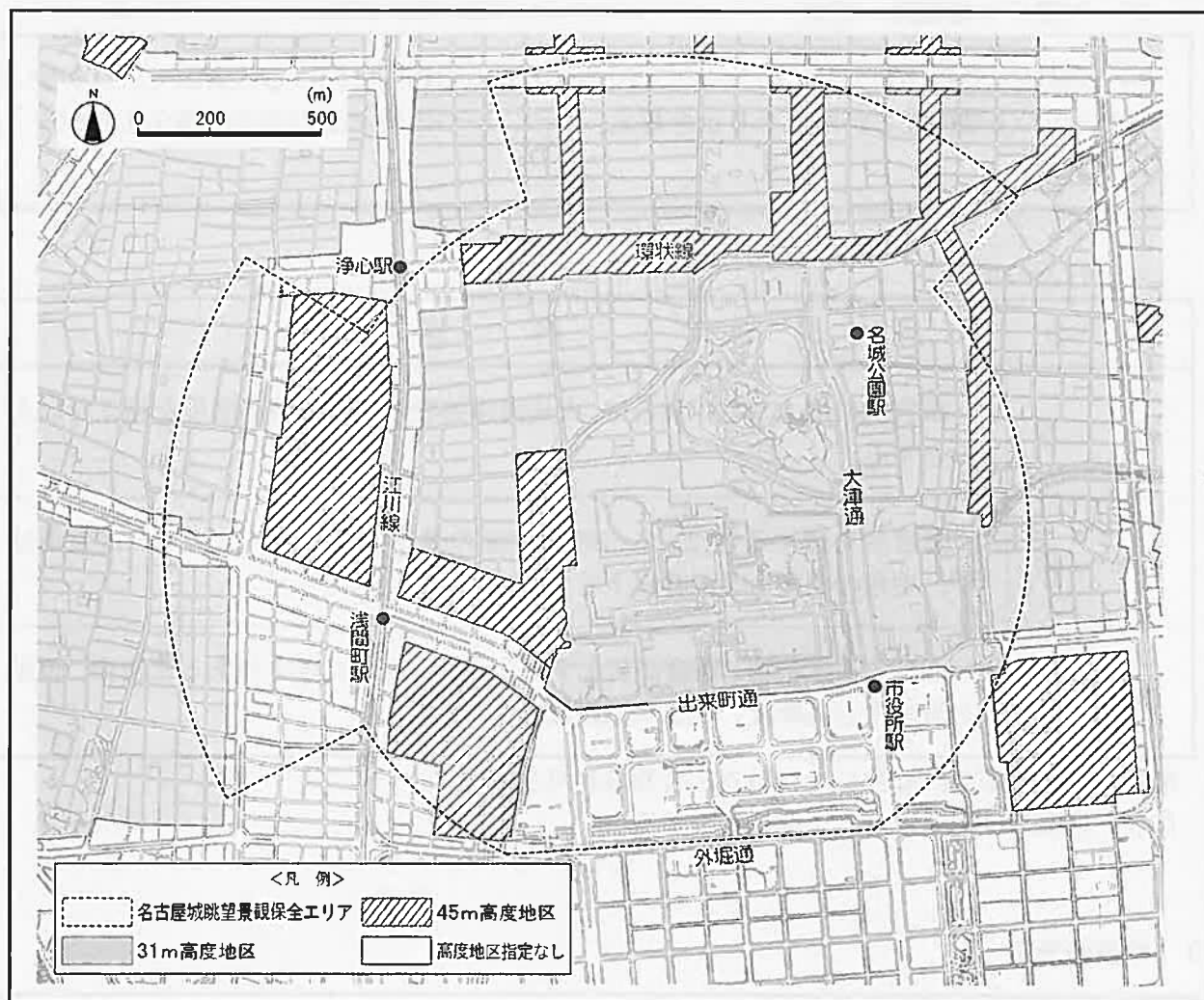
備考 上記の規格に適合しない屋外広告物は許可されない。

(注) 彩度及び明度は日本工業規格による。

3 今後の予定

時 期	内 容
平成30年 9月頃	名古屋市景観計画の変更告示 屋外広告物条例施行細則改正
平成31年 3月頃	制度運用開始

(参考) 現行の高さ制限



「名古屋城眺望景観保全について」に対する 市民意見の内容及び市の考え方

「名古屋城眺望景観保全について」に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。みなさまからいただきましたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表いたします。

なお、ご意見については内容を要約し、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、内容により分割するなどして掲載していますので、ご了承ください。また、いただきましたご意見については、関係者等にお伝えいたします。

平成30年7月

名古屋市

【パブリックコメントの実施結果】

1. 期間

平成 30 年 5 月 15 日（火）～6 月 15 日（金）

2. 提出状況

提出者数：11 人

意見件数：26 件

3. 提出方法

提出方法	提出者数
郵送	1
ファックス	0
電子メール	9
持参	1
合 計	11

4. 意見の内訳

項 目	意見件数
1 変更内容	17
(1) 名古屋城眺望景観保全の方針	4
(2) 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限	13
(3) 屋外広告物を対象とした行為の制限	0
2 その他	9
合 計	26

【市民意見の概要と市の考え方】

1 変更内容（17 件）

(1) 名古屋城眺望景観保全の方針（4 件）

【市民意見の概要】

- 名古屋城の周りに高層の建物を建てさせないことがどれほど重要なことなのか、そのことについて、丁寧な説明と、それに対する市民的コンセンサスが必要だと思う。
- エリア内の私権を制限する事柄なので、丁寧な説明と合意の手続きをきちんととるべきである。このパブコメや公告・縦覧だけで、だまし討ちのようなことをするのは避けるべきだ。

【市の考え方】

名古屋城眺望景観保全につきましては、名古屋城の観光資源としての価値を高めるとともに、都市魅力の一層の向上とシビックプライドの醸成を図ることにおいて非常に重要であると考えており、名古屋市広告・景観審議会において学識経験者等にご相談しながら検討を重ねてまいりました。

また、市民アンケートや関係者へのヒアリングを行いながら議論を進めてまいりましたが、今後も、新たに高さ制限がかかる地域などにチラシを配布するなど、機会を捉えて、市民や関係団体への周知をはかり、ご理解をいただけるよう丁寧な説明をしてまいります。

【市民意見の概要】

- 大阪城の隣には大阪ビジネスパークがあつて、景観上、一体となっている。それも個性的な景観として許容すべきとの意見もあるのではないか。名古屋はどんな街を目指しているのか。

【市の考え方】

本市においては、「ふれあいと調和」を景観形成の基本理念とし、周辺の景観との調和のとれた街並みの形成を目指しております。

名古屋城眺望景観保全につきましても、現在の名古屋城の歴史的な眺望を保全するため、城と周囲の建物等について高さや色彩などの調和を求めるものですので、ご理解いただきたいと思います。

【市民意見の概要】

○50m規制のエリアにキャッスルホテルがあり、建て替えも噂される。キャッスルホテルは納得しているのか。個別に意向を聞いているか。

【市の考え方】

名古屋城周辺の大規模な施設につきましては、これまでも個別に名古屋城眺望景観保全の趣旨を説明してまいりましたが、今後も丁寧な説明によりご理解を得られるよう努めてまいります。

(2) 大規模建築物・工作物を対象とした行為の制限（13件）

【市民意見の概要】

○パノラマ景観の保全については、本丸エリアの規模からすると1～1.5kmでは少し範囲が狭すぎるのではないかと。特に官庁街と思われる外堀以南地区の範囲を削っていることは疑問である。

【市の考え方】

パノラマ景観の保全において、制限範囲を天守閣から概ね1kmとしたのは、距離が遠くなると建物等の見た目の大きさが小さくなり、学術的にも景観への影響はあまり感じられなくなるとされているためです。

また、天守閣の東側から南側を経て南西側に至る方向については、栄から名古屋駅地区に至る都心部であり、すでに高層ビルが建ち並んでおります。これらの方面は、江戸時代の城下町から続く都市の発展を支えてきたエリアであり、制限は必要最小限とすることが適切と考えられます。

一方で、外堀通より北側の官庁街を含む区域については、「城の高さを超えないこと」という不文律が存在してきたと言われることから、天守閣の高さを超えないこととし、制限範囲に加えております。

【市民意見の概要】

○標高制の導入については良い方法なので、現在の案に賛成である。

【市の考え方】

ご意見ありがとうございます。引き続き、名古屋城眺望景観保全に向けた取組みを進めてまいります。

【市民意見の概要】

- 高さに関する制限について、建物屋上に設置される防災目的の鉄塔は適用除外とならないのか。
- 大規模建築物を対象とした行為の制限（景観形成基準）の緩和を認める場合のただし書き「市長が審議会の意見を聴き、眺望を阻害しないと認めた場合」に関して、緩和の要件に「眺望を阻害しない」と共に「公共的、公益的な役割を考慮して」を盛り込むべきであり、また、この緩和を認める場合の事例を示すべきでは。
- 救急・災害医療のため、ヘリポート整備を含め現状よりも病院を拡張し、今よりも高い病棟を整備すること等が必要になると考えている。今回の制限等の内容に「高度の医療を提供する機関等においてその機能を満たすために必要である場合には、市との協議のうえ例外を認めうる」という記述を追加していただきたい。

【市の考え方】

緊急時、災害時に必要となるなど、公益的な施設については必要最小限の範囲で高さ制限を超えることもやむを得ない場合があるものと考えますので、そのように修正いたします。

【市民意見の概要】

- 地域に貢献する都市機能を導入する建築物については、景観保全に配慮した上で形態意匠規制を柔軟に判断すべきだ。
- 震災対策を考慮した公共的、公益的に重要な役割を持つホテルは、その貢献を考慮して、高さ規制を緩和すべきだ。

【市の考え方】

地域に貢献する機能を導入していただくことは大変ありがたいことと考えております。名古屋城の眺望景観を保全するためには、名古屋城周辺の建物の高さや色彩などの制限も重要であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。いただきましたご意見は、関係部署にお伝えし、今後の参考とさせていただきます。

【市民意見の概要】

- 耐震基準をクリアするためのホテルの建替えに対しては、現状の建物高さを容認すべきだ。

【市の考え方】

建物の耐震性を向上させるための耐震改修や建替えといった対策は、非常に重要なことであると考えております。仮に建替えをされるということであれば、建築基準法においては、建替え等の際にはその時点での基準に適合させることが定められており、景観に関する基準についても同様の扱いとなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。いただきましたご意見は、関係部署にお伝えし、今後の参考とさせていただきます。

【市民意見の概要】

○形態意匠に関する制限について、航空法に基づく航空障害灯については適用除外とならないのか。

【市の考え方】

形態意匠に関する制限の附属施設について、他の法令等で設置が義務付けられている航空障害灯等については適用除外とするよう修正いたします。

【市民意見の概要】

○既存鉄塔の建て替え、増改築や、鉄塔に附属する空中線の設置や移動については、制限が適用されるのか。

【市の考え方】

既存の鉄塔についての建替えや増改築は、新設の場合と同様、大規模工作物に該当する場合は届出対象となり、制限が適用されます。なお、塗装の塗り替えについては、低彩度色を使用するように努めることとしております。

また、鉄塔に附属する空中線の設置や移動については、当該空中線が大規模工作物に該当する場合、届出対象となります。

【市民意見の概要】

○鉄塔への仮設物（クレーン、足場、防塵ネット、防護柵等）の設置について、制限が適用されるのか。

【市の考え方】

仮設の工作物については、届出対象となりません。

【市民意見の概要】

○建て替え時に床面積が増えた場合、今回の高さ制限により、床を上積みすることができなくなるため建物を横に広げる必要が出てくるが、風致地区の厳しい建ぺい率では納まらなくなる可能性がある。高さ制限を行うのに合わせて、建ぺい率の緩和をご検討いただきたい。

【市の考え方】

眺望景観保全も重要ですが、風致地区による制限もまた、名古屋城周辺の風致を維持するために重要だと考えておりますので、基本的にはその制限の中で計画を検討していただくものと考えております。いただきましたご意見は、関係部署にお伝えし、今後の参考とさせていただきます。

2 その他（9件）

【市民意見の概要】

- 栄周辺の街並みは、昭和末期以降あまり変化がないので、「昭和平成の街並み」として残したらどうだろうか。そのため、改築の話のある「丸栄」「中日ビル」「旧東海銀行本店」の外観を保存したらどうか。
- 高層ビルの建設は名駅付近だけにして、あとは規制する方向にしてほしい。基本的に、市中心部以外、どこからでも御嶽や伊吹山、猿投山などが見られるようにしてほしい。
- 名古屋城の木造復元、本格的城郭建築には賛成ですが、エレベーターの設置には絶対反対である。将来の国宝になるべき、歴史的建造物の復元に史実から乖離した構造物を設置する事は厳禁だ。
- 名古屋城の木造復元について、身障者や高齢者のため、天守閣からの眺望や上る行程を体験できるVR（仮想現実）の施設を天守閣の近くに設置すればよいと思う。高齢者には廉価に利用できるようにすれば弱者に対する福利厚生としてなおよいと思う。
- 背景景観の保全については、①～⑦の地点が選定されているが、その中で資料中の写真に天守が映り込んでいないのは⑥筋違橋だけであり、天守を望めるように、城郭内での景観阻害要因を何とかすべきではないか。
- 最近では金シャチ横丁や本丸御殿の完成により名古屋城周辺を廻る方も増えているため、眺望や背景の景観と合わせ、足元の歩道空間や周辺環境の充実も景観には大変重要と考える。
- 名古屋城は庭園の中の平地のお城であり、今の名古屋城はどこからも見えない森の中の小城である。いくら木造の金鯱輝く五層のすばらしいお城を造っても外から見ることの出来ないお城では何にもならない。お城を外から歩いて見えるようにするために、北側のお堀の石垣の上の樹木を清州櫓の二層のひさしの高さまで切っていただきたい。また清州櫓の東側には桜の木を植えていただきたい。堀の西側の石垣の上の樹木の高さも同じように切っていただきたい。
- 名古屋城を眺められる名城公園も含めたランニングコースを大々的にアピールしてはどうか。お堀の北側の植込みをとって、水辺に近づけるようにしていただきたい。お堀の北側の車道は、名古屋城夏祭りのときに屋台を並べ、堀に船を浮かべてはどうか。名古屋の名所を廻るメーグルバスのコースを、名古屋城の東側から堀沿いに西に進んでお城の正門へ行き、名古屋方面に行くこととしてはどうか。
- 名四国道「庄内新川橋」上り線橋上より、朝方、名駅のJRツインタワーや金色に輝く天守台が遠望できる。

【市の考え方】

いただきましたご意見は、関係部署にお伝えし、今後の参考とさせていただきます。

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市景観室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2732

ファックス 052-972-4485

電子メール a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

四間道都市景観形成地区の追加について

1 背景等

(1) 背景と目的

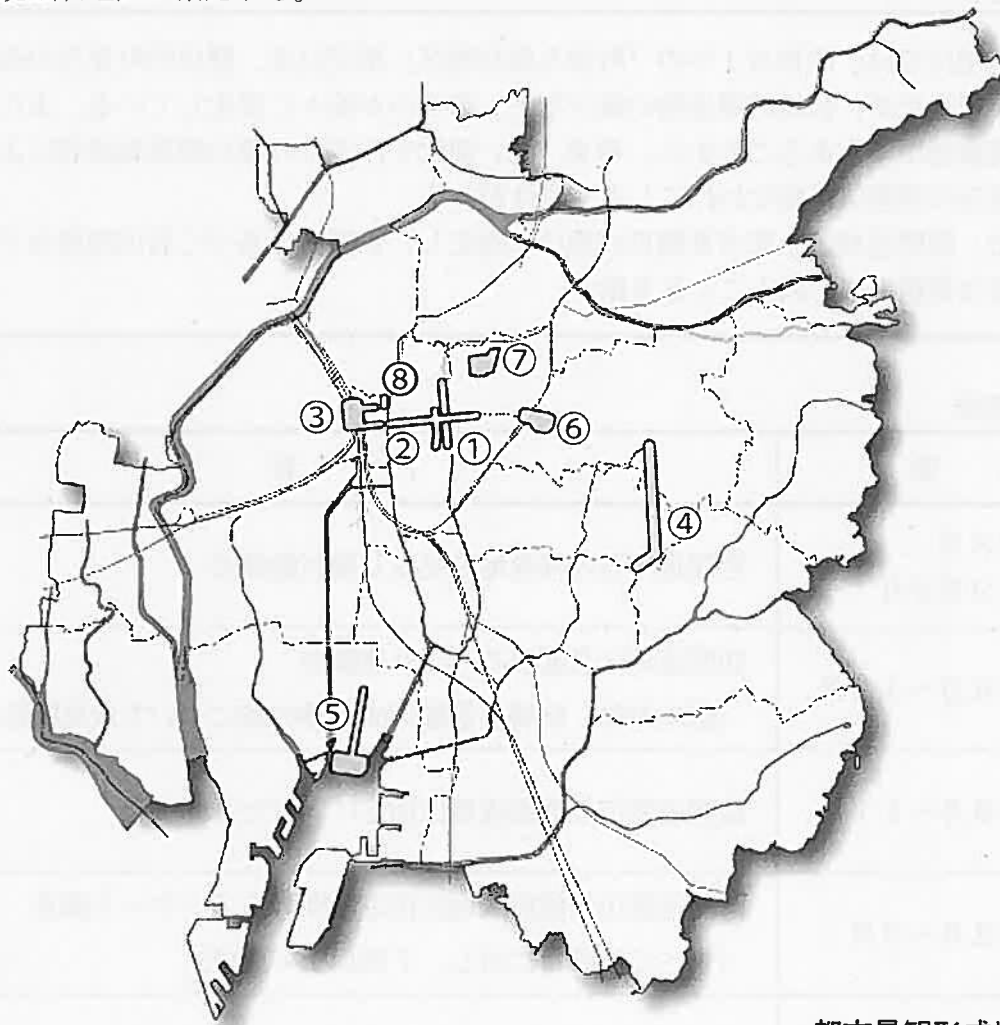
- ・ 四間道地区では、昭和61年の「町並み保存地区」指定以来、歴史的町並みの保存に取り組んできたが、伝統的建造物の減少など、町並みが徐々に変化している。また、当地区は商業地域でもあることから、将来、高い建物や派手な外観の商業施設等により歴史的町並みの雰囲気が損なわれてしまう恐れがある。
- ・ そこで、四間道地区を都市景観形成地区に指定し、景観法に基づく届出制度などにより、良好な景観形成を図ることを目指す。

(2) 検討経緯

時 期	内 容
平成27年8月 ～平成29年2月	四間道町並み保存地区見直し検討勉強会
平成29年6月～12月	四間道地区景観まちづくり懇談会 (基本方針、区域、景観形成基準の案について意見聴取)
平成29年9月～11月	四間道都市景観形成地区指定に向けた意向調査
平成30年2月～3月	四間道都市景観形成地区指定に関わるアンケート調査 (すべての項目に対し、7割以上の賛成)
平成30年 5月	地元説明会
平成30年 7月	名古屋市広告・景観審議会に諮問・答申

(3) 都市景観形成地区

景観計画区域の中で、特に良好な景観の形成をすすめる「都市景観形成地区」として、現在7地区（久屋大通地区、広小路・大津通地区、名古屋駅地区、四谷・山手通地区、築地地区、今池地区及び白壁・主税・檀木地区）を指定しているが、今回、新たに四間道地区を都市景観形成地区に指定する。



都市景観形成地区

- ① 久屋大通地区
- ② 広小路・大津通地区
- ③ 名古屋駅地区
- ④ 四谷・山手通地区
- ⑤ 築地地区
- ⑥ 今池地区
- ⑦ 白壁・主税・檀木地区
- ⑧ 四間道地区（指定予定）

(1) 区域图



(2) 景観形成の基本方針

清須越により堀川端に形成された商人町の面影を残す土蔵群、下町情緒を残す町家などの歴史資源と住環境の調和がとれた街並みとし、次世代に継承できる快適で魅力ある都市空間とする。

(3) 景観形成基準

ア 建築物、工作物に関する主な内容

区 分	内 容
高 さ の 最 高 限 度	20m以下とする（大船町通より東側の街区は31m以下）
壁面の位置	四間道に面する建築物の4階以上の壁面は、2.7m以上後退させる
屋 根	周囲の伝統的建造物と調和した向き、勾配となるよう努める
1・2階 部 分	・四間道に面する外壁の位置は、街並みの連続性を損なわないよう努める ・軒庇や格子の設置など、歴史的な演出に努める ・外壁の色彩は、白、黒、濃い茶を基調とするように努める
擁 壁	既存の石垣・石積みをできる限り残し、新たに設ける場合は街並みとの調和に配慮する

イ 屋外広告物に関する主な内容

区 分	内 容
基本事項	自家用広告物とするなど
色 彩	彩度を用いて色彩を規制する
屋上広告 壁面広告 突出広告 地上広告	広告物の種類ごとに、必要最小限となるよう設置位置、大きさや数量を数値で規制する

3 今後の予定

時 期	内 容
平成30年 9月頃	名古屋市景観計画の変更・告示 屋外広告物条例施行細則改正
平成31年 3月頃	制度運用開始

※広告物とは、屋外広告物法の屋外広告物を指しています。

	項 目	番 号	景観形成基準(案)
建 築 物	基本事項	1	建築物は、土蔵群、町家など、四間道地区に残る伝統的建造物と調和したデザインとする。
		2	建築物の外観は、落ち着いた色彩、配色とする。
	高さの 最高限度	3	建築物の高さ(建築物の高さには階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さも算入する。)は20m以下とする。ただし、大船町通より東側の街区において、建築物の壁面を十分に後退させ、街並みとの調和に配慮されたものについては、31m以下とする。
	壁面の位置	4	道路からの圧迫感を軽減するため、四間道に面する建築物の4階以上の外壁面から道路境界線までの距離は2.7m以上とする。ただし、隅切り部分は、同一街区区内における隅切りを除いた道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。
	屋根	5	屋根の形状は、切妻屋根とするなど、周囲の伝統的建造物と調和した向き、勾配となるよう努める。
	1・2階部分	6	四間道に面する建築物の1・2階部分の外壁は、伝統的建造物や既存の石垣の位置にそえるなど、街並みの連続性を損なわないよう努める。
		7	建築物の1・2階部分には、軒庇や開口部に格子を設置するなど、歴史を感じさせる演出に努める。
		8	建築物の1・2階部分の外観の色彩は、白、黒、濃い茶を基調とするよう努める。
	駐車場	9	駐車場は、主要道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。
		10	駐車場の出入口は、極力少なくするよう設置するとともに、四間道に面して設置しないよう努める。
		11	立体駐車場は、建築物と一体的な修景を行うなど、街並みとの調和に配慮する。
工 作 物	建築設備 など	12	電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫し、道路に面して設置する場合は格子で覆うなど、見えにくいよう配慮する。
	空地	13	道路に面して駐車場などの空地を設ける場合は、門、塀の設置や緑化により修景を行うなど、街並みの連続性を損なわないよう努める。
	基本事項	14	工作物は、土蔵群、町家など、四間道地区に残る伝統的建造物と調和したデザインとする。

	項 目	番 号	景観形成基準(案)
工 作 物	基本事項	15	工作物の外観は、落ち着いた色彩、配色とする。
	高さの 最高限度	16	工作物の高さ(建築物に定着し、又は継続して設置される場合には、当該建築物の高さとの合計とする。)は、建築物の高さの最高限度を超えないこととする。
	塀など	17	塀などを設置する場合は、街並みとの調和に配慮する。
	擁壁	18	既存の石積み・石垣はできる限り残すものとする。新たに設ける場合は、街並みとの調和に配慮する。
	駐車場	19	駐車場は、主要道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。
		20	駐車場の出入口は極力少なくするよう設置するとともに、四間道に面して設置しないよう努める。
広 告 物		21	立体駐車場は、建築物と一体的な修景を行うなど、街並みとの調和に配慮する。
		22	道路から見える精算機や車止め、柵などの附属設備は、落ち着いた色彩とし、街並みとの調和に配慮する。
	自動販売機	23	道路から見える自動販売機は、落ち着いた色彩を基調とし、街並みとの調和に配慮する。
	基本事項	24	広告物は、地区のイメージを高めるよう質の高い落ち着いたデザインとする。
		25	広告物は、自家用広告物とする。ただし、公共性の高いもので、街並みに調和するよう景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。
	色彩など	26	彩度12を超える色は使用しない。
照明など		27	彩度6を超える色は、表示面積の1/3以上又は地色には使用しない。
	照明など	28	点滅する広告物、輝度が変化する広告物、音響を伴う広告物は設置しない。ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。
	電光表示装置	29	電光表示装置を使用する広告物は設置しない。ただし、1つの表示面の表示面積が0.5㎡以下で、周辺環境への十分な配慮を行うものであって、公共性が高いものや景観上デザインが優れているものと市長が特に認めたものについては、この限りでない。

	項 目	番 号	景観形成基準(案)
広 告 物	屋上広告	30	屋上広告物は設置しない。ただし、1つの表示面の表示面積が2㎡以下で、下端の高さが5m以下のもの、かつ、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。
	壁面広告	31	1つの表示面の表示面積は2㎡以下とする。
	数量	32	屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、一壁面につき5㎡以下とする。(各広告物の表示面積は鉛直投影で計算する。)
	突出広告	33	主要道路上空に突き出さない。
		34	突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。
		35	主要道路に面して設置する場合は、1つの表示面の表示面積は0.5㎡以下とする。
	地上広告	36	地上からの高さは、4m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下とする。
		37	道路境界線から3m以内の区域に設置する地上広告の表示面積の合計は5㎡以下とする。
		38	主要道路上空に突き出さない。

※広告物の番号の色が反転している基準は、守らないと広告物を出すことができません。